

## 1 紙与所得控除の引き上げ

紙与所得者に適用される紙与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に引き上げられます。紙与収入金額が190万円を超える場合は、控除額に変更はありません。

紙与収入金額	控除額	
	令和7年度まで	令和8年度以降
1,625,000円以下	55万円	
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%—10万円	65万円
1,800,000円超 1,900,000円以下		
1,900,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+8万円	
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+44万円	
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10%+110万円	改正無し
8,500,000円超	195万円	

この改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の計算の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額も55万円から65万円に引き上げられます。

## 2 各種所得控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除の適用要件となる合計所得金額	75万円	85万円

## 3 特定親族特別控除の新設

生計を一にする19歳以上23歳未満である親族の合計所得金額が58万円を超えた場合でも、合計所得金額に応じて段階的に控除が適用される、特定親族特別控除が新設されます。

特定扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	26万円
110万円超 115万円以下	21万円
115万円超 120万円以下	16万円
120万円超 123万円以下	11万円

## 4 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別控除の拡充の延長

子育て世帯（年齢が19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満）に該当するものが、認定住宅等の新築をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額の上乗せについて、令和7年中に入居した場合にも適用するよう延長されました。

住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

子育て世帯、若者夫婦世帯以外は、改正前の借入限度額となります。

住宅借入金等特別控除の適用条件等についての詳細は、[国土交通省ホームページ](#)（外部リンク）をご覧ください。